帝國讀本

撰

巻八

375.9
Ga11
資料室

30263
教科書文庫
3
810
31-1899
200030
1883
M32
1899

375.9
G211

室料資

明治三十二年十二月十一日
文部省檢定濟
尋常小學校讀書科生徒用

第一　伊勢神宮　一
第二　日本武尊　二
第三　靖國神社　四
第四　二宮尊德　五
第五　宮崎安貞　七
第六　鯨　十
第七　海産　十二
第八　酒と煙草　十四
第九　養生　十五
第十　職物ト紡績　十六
第十一　燒物ト塗物　十七
第十二　陶祖春慶翁　十九
第十三　女子のつとめ　二十
第十四　支那　二十二
第十五　旅順ノ役　二十四
第十六　祝祭日　二十五
第十七　世界　二十七
第十八　航海　二十九
第十九　貿易　三十一
第二十　蒸氣　三十二
第二十一　電氣　三十四
第二十二　日清戰爭　三十六
第二十三　臺灣　三十七
第二十四　兵役と租稅　三十九
第二十五　政府　一四十一
第二十六　國史の大要　二四十三
第二十七　國史の大要

廣島大學圖書之印
廣島大學圖書
30170

畏戴

第一　伊勢神宮

伊勢神宮は、伊勢國度會郡五十鈴川のほとりにありて、天照大神を祀れり。

天照大神は、畏くも我等の戴き奉る天皇陛下の、遠き御先祖にましますなり。

さて、大神を、始てこゝに鎮め奉りしは、凡そ二千年前の事にて、上、朝廷より、下、國民に至る迄、敬ひ奉ること、今も昔にかはらず。

憐　炊

大神の御せまい、人々生計のみち、誠ま低けれバ、大神深く之を憐ませ給ひ、田畑を開きて、五穀を作り、之を炊ぎて、食物とすることを教へ給へり。

蠶　過

大神又蠶を養ひて、機を織ることを教へ給へり。我國の人々、遠き神代の昔より、早く衣食の道を知りて、安らかふ世を過ごせるハ、皆　大神の賜なり。

毎年十月十七日の神嘗祭（かんなめまつり）と申すハ、畏くも　天皇陛下、御親ら新穀を　大神ま さゝげ、且つ勅使を神宮まつかハ～して、大神の賜を謝～奉らせ給ふ御祭あり。

且　謝

叛

第二　日本武尊

景行天皇の御時、筑紫の熊襲の酋長川上梟帥兄弟の者、叛きければ、天皇親征して、平げ給へり。然るに、又も叛きければ、此度は、皇子日本武尊に仰せて、伐たしめ給ふ。

尊、此時、御年僅に十六ばかりにかゞもとより武勇人にすぐれさせ給ひければ、直に御受けして、都を出で給へり。

酒宴　醉伏　劍刺

尊、筑紫に下りて、梟帥兄弟の様をうかゞふに、彼等祝ひ事ありて、酒宴を開くと聞えければ、尊、少女のもがたして、入り給へり。

斯くて、夜もふけ、賊共の、醉ひ伏したるを、御覽じ、劍をぬきて、兄の梟帥を刺し、次ぎて弟の梟帥をも刺し給ふ。

兼承

弟の梟帥、刺されあがらは、「そも御身は、誰人なてはゝまもぞ」と、問ひ奉れり、尊「我は大倭の天皇の御子倭少男ぞ」と、名のらせ給へば、「げはも御名を、兼てより承りぬ、西國は、我等は勝る者を候をぬは、大倭は、勇まゝき皇子もはゝますもれのか、今よりは、日本武尊と名のらせ給へ」と、申ゝて息絶えぬ。日本武尊といふ、此時をりの御名あり。

蒙　一旦　捨　芳名　招魂社

第三　靖國神社

我等は、此帝國に生れ、限なき國恩を蒙る故に、一旦事あらば、身はなき者と心得べし。

君の御爲、國の爲、命を捨てし人々は、靖國神社に祀られて、芳名を、後の世に殘すなり。

靖國神社は、東京九段阪にあり、明治二年六月、始てこれを建て、招魂社と云ひしを、後今の名に改められる春秋二季に大祭を行ふ。

境内　傍　縱覽　銅像

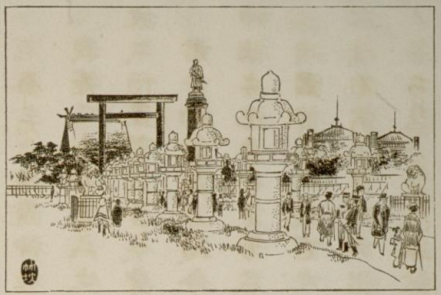

社殿ハ壯麗ニシテ、境内廣ク、築山泉水アリテ、景色頗ル宜シ。

傍ニ遊就館アリ、武器ヲ列ネテ縱覽セシム、又大村兵部大輔ノ銅像ト、支那ヨリ分捕リシ狛犬一對トアリ。

命をもて、　まもらをゞ、
たてしいさをハ　ほめつちへ、
ほるべきかぎり　かたりつぎ、
いひつぎ行らん　人のかゞみふ。
妻をも子をも　打ちはもれ、
君ゞ御為と　盡したる、
その真心ハ　山ぎくら、
ちりてぞふほふ　大和ますらを。

第四　二宮尊德

相模國足柄郡柏山村ニ、二宮尊德トイフ人アリ、幼時父母ニ別レ、親族ニ養ハレテ、晝ハ農業ヲ手傳ヒ、夜ハ學問ヲ勉メタリ。

然ルニ、其主人油ヲ吝ミテ、夜學ヲヤメサセケレバ、尊德之ヲ憂ヘ、荒地ヲ起コシテ、油菜ヲ植エ、其實ヲ取リテ、燈油ニ換ヘ、毎夜オソクマデ、書物ヲ讀ミ、手習ヲシタリケリ。

吝　憂

或年、大水出デヽ、此村ノ用水堀、ウヅマリケレバ、村民皆之ヲ荒地トシテ、カヘリミザリシニ、尊德之ヲ開墾シ、人ノ捨テタル稻苗ヲ拾ヒ、此堀ニ植エ、其年ニ得タル籾種ヲ、翌年又蒔キテ、次第ニ多クノ種ヲ得タリ。

堀　籾種

藩主

慕維新功勞贈

此ノ如クシテ、遂ニ家ヲオコスニ至リケレバ、小田原藩主之ヲ聞キ、野州ニアル領地ノ荒地ヲ、開墾セヨト命ジタリ、尊德、スナハチ其地ニ到リ、田畑ヲ開キ、用水ノ便ヲ計リケレバ、皆良田トナレリ。

尊德ハ、斯ク公益ヲ起コシケレバ、遠近其德ヲ慕ヒ、教ヲ受クル者多カリキ。維新ノ後、朝廷其功勞ヲ嘉シテ、從四位ヲ贈ラレタリ。

侯

鋤鍬

第五　宮崎安貞

宮崎安貞ハ、農業の理ヨ通ド、世の利益を起こーたる人なり。父を儀右衛門といふ、元和九年、安藝の廣島ヨ生れ、後黒田侯ヨ仕へて、筑前の福岡ヨ移り住めり。

斯くて安貞、諸國をめぐり、農業ヨ精ーき人を尋ねて、其説を聞き、やがて筑前ヨ歸り、自ら鋤鍬を取りて、耕作を勉めたり。

導

安貞、又村民を導きて、利益ある耕作の方を教へたり、今も筑前國志摩郡女原村と、怡土郡德永村とは、宮崎開といふ地あり、皆安貞ゞ開墾せしめし處なり。

開墾

安貞ハ斯く農業ハ力を盡しゝ上、尚ほ世の人ハ、耕作の良方を知らせんとて、農業全書を著たせり、此書ハ、實ハ四十年の辛苦を積みて、始て成りたるものゝありといふ。

光圀卿

農業全書成りたる後、水戸黄門光圀卿、此書を讀まれて、嗚呼是レ人生一日モ無カルベカラザル書ナリと、賞められたりとぞ。

増

そもゝ我國ハ、土地肥え、氣候も亦宜しゝ、されバ、五穀を始め、大抵の作物も、出來ざるものなし、されバ、農家ハ生れたる人々ハ、まもゝ其業を勉め、いよゝ工夫をこらして、國の富を増さんことを謀るべし。

鯨　俗

第六　鯨

鯨ハ、最大ナル動物ニテ、海中ニスム、其高サハ二丈ニ餘リ、長サハ九丈ニ至ルアリ。

鯨ハ、其形魚ニ似テ、魚ニアラズ、魚ハ卵生ニテ、鰓（エラ）アレド、鯨ハ胎生（タイセイ）ニテ鰓ナシ、サレバ鯨ハ、頭ノイタヾキニ孔（アナ）アリテ呼吸ス、俗ニ之ヲ潮吹トイフ。彼海中ニテ潮ヲ吹クハ、此呼氣ノ爲ニ、海水ノ吹キ上ゲラルヽナリ。

殆　齒　脱

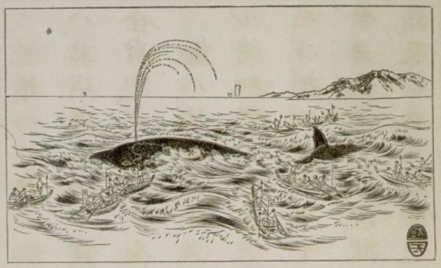

頭ハ頗ル大ニシテ、殆ド全體ノ三分ノ一アレド、目ハ甚ダ小サシ。其種類ニヨリテ、齒アルモノアレド、多クハ幼時ノミニテ、成長スレバ、脱ケ落チテ、跡ニ簾（スダレ）ノ如キモノヲ生ズ、是ヲ鯨鬚（ゲイシュ）ト云フ。

細工

鯨鬚ハ、種々ノ細工ニ用フ、又皮下ノ脂肪ハ、其用廣ク、肉ハ食料トシ、骨ハ肥料ニ用ヒ、全身中、一トシテ、人ノ用ヲナサヾルナシ。

性 鳴

鯨ハ、性甚ダ子ヲ愛ス、其子若シ捕ヘラルル時ハ、悲ミ鳴キテ、其處ヲ去ラズ、爲ニ其身モ亦捕ヘラルトイフ。北海道宗谷近海、陸前金華山沖、房州沖、紀伊ノ熊野浦、肥前ノ平戸島、及ビ五島近傍ハ、捕鯨ノ場處ナリ。

晴 沖 杉

第七 海產

風ナギ、雲晴レタル日、海岸ニ立チテ、沖ノ方ヲ眺レバ、水天一色、只一面ノ大鏡ノ如ク見ユ。此大鏡ノ底ヲウカヾヘバ、山アリ、谷アリ、林アリ、又動物モ住ミテ、其樣陸地ニ同ジ。

陸地ノ山谷ニ、松・杉ノ林アルガ如ク、海中ノ山谷ニハ、昆布・荒布等ノ林アリ、殊ニ昆布ノ大ナルモノハ、長サ二三丈ニ及ブモアリ。

虫

蜆 蝦 蟹

又陸地ニ、鳥・獸・虫ナドノ住ムト同ジク、海中ニハ、鯛・平目・松魚・こちすゞきノ如キ魚類モ住ミ、蜆・蛤・かきノ如キ貝類モアリ、蝦・蟹ノ如キ虫類モ居ルナリ。

網釣

漁獵

採藻

人ハ網ヲオロシ、釣ヲタレテ、魚類ヲスナドリ、或ハドよれんニテ、貝ヲ取リ、又かぎモテ、昆布・荒布等ノ海草ヲ取ルナリ。

斯ク海中ニ生ズル海草・魚類ナドハ、人ノ食料トナルモノ多シ。此魚類ヲ取ルヲ漁獵ト云ヒ、海草ヲ取ルヲ採藻ト云フ。

凡テ漁獵・採藻ノ利ハ、甚ダ多クシテ、其高、殆ド量リ難キモノナリ。

煙草

濁酒

葡萄

第八　酒と煙草

酒ハ、昔より我國ニあり、そハ、古より神ニ御酒を供ふることの、行ハれしまて、明かるべし。今ハ、酒の種類多かる中ニ、廣く用ふるを清酒とす。

清酒ハ、米と麹とニ、水を加へて、造りたるを、ろぼりたるふて、其ろぼらざるを濁酒といふ。此外、酒ニハ、葡萄酒・麥酒などあり。

含

刻卷

總て、酒の類ニハ、アルコホルとて、人を醉ハする成分を含むもの多く之を用ふる時ハ、懶惰とかるのみならず、時としてハ、粗暴の行を爲し、又身を害ひ、病を招くことあり。

煙草ハ、足利氏の末ニ、外國人の、始て傳へしものにて、今ハ、廣く之を植ゑ付くることとかれり。刻煙草・卷煙草などハ、何れも、其葉を干して、製したるものかり。

毒

煙草も、亦一種の毒を含めるより、常にたゝみて、之を用ふるものハ、知らぬ識らぬ、其毒ハ中りて、身體を害ふことあり。

酒と煙草とハ、又身をあやまちて、家を亡ぼし、火を失して、屋を燒くに至ることもあきまあらぬ、口や腹の樂を取らんとて、かゝるわざはひまあたんハ、歎かハしきことあらむや。

歎

第九　養生

睡眠　健康　消化　血

我身ハ、父母ノ賜ナレバ、飲食運動清潔睡眠等ニ注意シテ、身體ヲ健康ニスベシ。

飲食ハ、新鮮ニシテ滋養多キモノヲ撰ブベシ、サリトテ、多ク飲食スルハ宜シカラズ

運動ハ、飲食物ノ消化ヲ助ケ、血ノメグリヲ善クシテ、精神ヲサワヤカニスルモノナレバ、程ヨク之ヲ行フベシ。

身體ハ、常ニ清潔ニスルヲ宜シトス、故ニ時々湯ニ入リテ、垢ヲ去リ、又衣服ハ、シバシバ洗濯シテ、清キモノヲ著ルベシ。

洗濯

塵

住居ハ、能ク掃除シテ、塵ヲ去リ、又空氣ノ通ヲ良クシテ、濕氣ヲ防グベシ。

濕氣

睡眠ハ、體ヲ息メ、心ヲモ休ムルモノニシテ、人ノ能ク働クハ、能ク眠ルガ故ナリトイヘリ。サレド、眠ヲ貪ルハ、養生ノ法ニアラズ。

貪

朝寢

世ニハ、夜ヲフカシ、朝寢スル者アリ、此ハ不養生ノ一ニテ、遂ニハ身體ヲ害フニ至ルベシ、養生ヲ缺キテ、身體ヲ害フハ、父母ノ賜ヲ害フナレバ、最モ戒ムベキコトナリ。

戒

不順

近頃ハ氣候不順ナリ、霪雨一回樣ハ何ナラせられぬや折角注大切ナ成さるべくハ。わざ〳〵注見舞下され有難く存ぜ先ぞ一回各事罷在ハ胥ハ安心下さるべくぜ。

罷

紡績

第十　織物ト紡績

織物ニハ、絹・木綿・麻・毛織等アリテ、諸國ヨリ産スレドモ、先ヅ絹物ニテ有名ナルハ、山城ノ京都ヲ始トシ、近江ノ長濱、甲斐ノ甲府、越前ノ福井、羽前ノ米澤、陸前ノ仙臺、筑前ノ博多等ナリ。

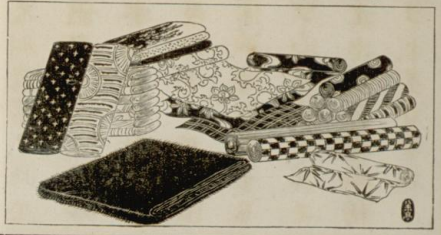

帷子
泉

此外、上野ノ桐生、下野ノ足利、武藏ノ八王子等ハ、各種ノ絹布ヲ織リ出ダス。

木綿ハ、其用至テ廣ク、日本國中産セザル處ナケレド、河内・三河等ハ、最モ多ク之ヲ出ダス。又木綿絽ハ、薩摩・筑後・伊豫等有名ナリ。

帷子地ハ、多ク泉麻ノ類ヲ以テ、織レルモノニテ、薩摩・越後ノ産ヲ最上トス。又毛織物ハ、東京ノ外、之ヲ産出スルコト、多カラズ。

應

紡績ハ、綿ヲ糸ニ製スル業ニテ、近頃起コリタル工業ナリ。其綿花ハ、我國產出ノ物ノ外、支那・印度等ヨリ輸入シ、之ヲ紡ギテ、廣ク內外ノ求ニ應ズ、東京・大阪・兵庫・名古屋等ハ、紡績業ノ盛大ナル地ナリ。

塗物 膳 椀 茶碗 皿

陶器

磁器

第十一　燒物ト塗物

日々用フル膳椀ナドハ、塗物ニシテ、茶碗・皿ナドハ、燒物ナリ。燒物ト塗物トハ、家毎ニ、之ヲ用ヒザルハナシ。

燒物ニハ、土燒ト石燒トアリ、土燒ヲ陶器トイヒ、石燒ヲ磁器トイフ。尾張ノ瀨戸、肥前ノ伊万里、京都ノ清水ナドハ、磁器ノ產地ニテ、薩摩燒出雲燒万古燒ナドハ、陶器ナリ。

磁器ノ製法ハ、陶土ト、長石粉トニテ、種々ノ形ヲ造リ、之ヲ蔭乾ニシテ、後窯ニ入レ、強キ火ニテ、素燒ヲ作リ、釉ヲ施シテ、マタ燒クナリ。

陶器ノ製法モ、亦磁器ニ同ジ、只陶土ノミヲ用ヒテ、長石ヲ加ヘザルヲ、異ナリトス。

漆

漆ハ、漆ノ樹ノ皮ヲ傷ケ、白汁ノ出ヅルヲ取リテ製ス此汁、時ヲ經レバ黑色ニ變ズ、之ニ繪ノ具ヲ合スレバ、種々ノ色トナルナリ。

繪

朱塗

塗物ニハ、黑塗朱塗等アリ、是等ノ塗物ニ、金銀ノ粉ヲ施シタルヲ、蒔繪ト云フ、又青貝ヲ塗リ込ミタルモアリ。

込

特有

燒物ト塗物トハ、我國特有ノ產物ナルコト、外國人モ早ク知ル所ナリ。

春慶翁　妙

第十二　陶祖春慶翁

古より、一事を起こし、一業を始むる者は、必ず堅固の志あり。今陶祖春慶翁の傳を見るに、人の手本とするに足るものあり。

春慶翁は、名を加藤四郎左衛門景正といひ、號を春慶と呼べり、大和國に生れ、幼より、土器を作るを好みて、自ら一種の妙を得たれども、尚ほ其術の支那人に及ばざるを歎き、一度彼國に渡りて、之を學むんとしたれども、其折ふくして、空しく過ごしけり。

貞應年中、ある僧の、支那に行くものあり、あれば、之に從ひ、彼國に渡りて、留り學ぶこと十六年、悉く其術の奥義を得て、歸朝せり。

夫より、諸國をめぐりて、支那の陶土に合ふものを求めて、製造したれど、其質惡しくて、望を失ひしかど、尚ほ志は挫かざりゝ。

挫

其後、尾張國瀨戸村ゑ至りけるゑ、兼て求むる陶土のありしかを、喜ぶこと限ふく、やがて、其處ゑ、窯を築きて、陶器を燒き始めぬ。是より瀨戸燒の名、漸く世ゑ聞え、今ハ燒物を指して、直ゑ瀨戸物と云ふゑ至れり。

されバ、瀨戸村の人々ハ、其德を慕ひ其名を傳へんとて、慶應二年、此地ゑ碑を立てゝ、陶祖春慶翁之碑とぞ記しける。

第十三　女子のつとめ

女子の役目ハ、家内を治むるゑあれバ、先づ、父母舅姑ゑ事へ、次ゑ裁縫の業、食物料理の事、子供養育の法ふどを知るべし。

誰も、父母舅姑の大切ふることを知れども、餘りゑ馴れ親みて、尊敬の心を忘れ、果てハ、其仰ゑさからひて、不孝の罪を受くるものなり、誠ゑ歎かハしき事ならずや。

配

女子ハ、言葉やさしく、起居振舞しとやかよ、万事ひかへめよして、おごり高ぶらざいさゝかの事よも、心を配るべし。

叶

裁縫煮たきのことハ、一日も、せでハ叶ハぬことなれバ、幼き時より、此等の事を能く修むべし、殊よ食物の料理ハ、もべて清らかよし、消化の妨とあるものハ、成るべく、之をさけんことを勉むべし。

妨

掃除

朝た早く起き出で、くまなく室内を掃除し、又衣服の洗濯器物の取扱ふど、何れも越度ふきやうよ、注意すべし。

勿論

子供の養育た、女子の役目の中よて、最も重きものふり。されバ、子供の戒むべきをバ戒め、賞むべきをバ、賞め、眞の愛を以て教へ導き、父母舅姑ハ勿論、夫よも、安心せしむるこそ、女子の道とハ云ふべけれ。

隔　沿　沙漠

第十四　支那

支那ハ、海ヲ隔テ、我國ノ西ニアル大國ニシテ、國號ヲ清ト云ヒ、國内ヲ五部ニ分ツ。

國ノ東南ニ在リテ、海ニ沿ヒタルヲ支那本部トス、黄河楊子江等ノ大河アリテ、土地肥エ、學問、技藝開ケテ、農工商ノ業盛ナリ。滿洲ハ本部ノ東北ニアリ、清帝ノ本國タリ。滿洲ノ西ナル蒙古ト、又其西ナル伊犂トハ、沙漠多ク、伊犂ノ南ナル西藏ハ、佛教盛ナリ。

佛教　繞

都ヲ北京ト云フ、四方ニ城壁ヲ繞ラシ、町並正シケレドモ、市中ハ清潔ナラズ、住民二百萬許アリテ、商賣頗ル繁昌ナリ。

繁華

南京ハ、楊子江ノ南岸ニアル、舊キ都ニシテ、名所・古跡多ク、人口五十萬餘アリ。

貿易場ノ繁盛ナルハ、楊子江ノ口ナル上海ニテ、遙ニ我長崎ト對セリ、北京ニ近キ天津、臺灣ニ向ヘル厦門、楊子江沿岸ノ漢口モ、亦繁華ナル處ニテ、其外多クノ開港場アリ。

此等ノ貿易場ヨリ、輸出スル產物ノ主タルモノハ、米穀・煙草・茶・綿絹布等ニテ、輸入スル

互

隣

ハ阿片ヲ第一トシ、綿布・毛布等之ニ次グ。

本部ノ北境ニ、萬里ノ長城トテ、高サ二丈ニシテ、長サ五百餘里ニ亙レル城壁アリ、又黃河ト楊子江トヲ貫キテ、長サ三百餘里ノ運河アリ、共ニ古ノ大工事ナリ。

此國ハ、我國トノ交通甚ダ舊シ、時ニ戰ヲ交ヘシコトアリシカドモ、近ク隣レル國ナレバ、益親シク交ルベキナリ。

旅順

第十五　旅順ノ役

明治二十七年十月、我第二軍ハ、先ヅ金州城ヲ攻メ取リ、更ニ進ミテ、大連灣ニ向ヘリ。

大連灣ニハ、音ニ聞エシ砲臺アレバ、我軍ハ必死ヲ期シテ、進ミタリシニ、敵ハ我軍ノ勢ニ恐レ、數發ノ大砲ヲ放チタル迄ニテ、逃レタリ、由テ我ハ更ニ旅順口ニ進ミヌ。

期　放　逃　更

旅順口ハ、東洋第一要害ノ地ナルニ、大兵ヲ以テ、其砲臺ヲ守リシカバ、司令官大山大將ハ、山地中將長谷川少將ヲシテ之ヲ攻メシム、中將ハ進ミテ椅子山、松樹山ノ砲臺ヲ取リ、少將ハ二龍山、鷄冠山ノ砲臺ヲ陷レタリ。

既

既ニシテ、中將ノ別軍モ亦來タリ、三方ヨリ攻メシカバ、敵ハ黃金山ノ砲臺ヲモ、支フルコト能ハズシテ、逃ゲ去リヌ。

此日、艦隊司令長官伊東中將ハ、諸艦ヲ率

應援

井テ、遙ニ之ガ應援ヲナセリ。

抑

抑モ、此戰ハ、十一月二十一日ヨリ、翌二十

激

二日ニ至ル、最モ激シキ大戰ニテ、世界ニ我

揚

勇名ヲ揚ゲシモ、實ニ此大勝利ノ故ナリ。

第十六　祝祭日

祝日とハ、一月一日、紀元節天長節をいひ、大祭日とハ、元始祭孝明天皇祭春秋皇靈祭、神武天皇祭、神嘗祭、新嘗祭をいふ。

一月一日ハ、年の始まて、朝まだきま、天皇陛下、御親ら、大庭ま出でまして、天地四方を拜せさせ給ひ、又臣下の拜賀を、受けさせ給ふ御儀式あり。

誕生

紀元節は、神武天皇御即位の日なて、天長節は、今上天皇陛下の御誕生日なり。

元始祭は、一月三日なる、天皇陛下、御親ら賢所と皇靈殿とる、行ひ給せらるゝ御祭なり。

孝明天皇祭は、一月三十日、天皇陛下の御父君の御命日を、祭らせらるゝなり。

歴代

皇靈祭とは、毎年春秋二季なる、歴代天皇の御靈を、祭らせらるゝなり。春なる祭るを、春季皇靈祭、秋なる祭るを、秋季皇靈祭といふ。

崩御

神武天皇祭とは、天皇崩御の日を、祭らせらるゝなり。

捧

神嘗祭とは、其年の新穀なて作れる御酒御饌を、伊勢大神宮なる捧げ奉る、御祭を云ふ。又新嘗祭とは、同じく新穀を、諸神なる捧げて、天皇陛下御親らも、始て聞し食さるゝ御儀式をいふなり。

倍

第十七　世界

我國ハ、四方皆海ニシテ、海ヲ隔テヽハ、尚ホ國々多シ、卽チ朝鮮・支那・露西亞ノ如キ是ナリ。斯ル國々ノ集リタルヲ大洲ト云フ。

此大洲六ツアリ、卽チ亞細亞洲・歐羅巴洲・亞非利加洲・南北亞米利加洲・大洋洲ナリ。

此ノ如ク、陸地ハ廣大ナレドモ、海ノ廣サハ、尚ホ其三倍程アリテ、太平洋・大西洋・印度洋・北氷洋・南氷洋ノ五ツニ分テリ。

地峽

亞細亞洲ハ、西北歐羅巴洲ニ接シ、西ハ地峽ニテ、亞非利加洲ニ連レリ。支那・朝鮮等ノ如キハ、洲内ニ在リ、我國モ亦此洲ニ屬ス。

歐羅巴洲ニハ、英吉利・佛蘭西・獨逸・露西亞等、我國ト條約ヲ結ベル國々多シ。

亞非利加洲ニハ、黑奴ト稱スル野蠻人、多ク住ミ、又猛獸・毒蛇多シ。

黑奴　野蠻　毒蛇

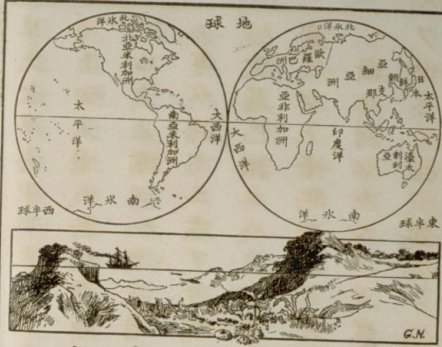

又此二洲ヨリ、西ノ方大西洋ヲ隔テテ、南北亞米利加洲アリ、遙ニ我國ノ東ニ當レリ、名高キ合衆國ハ、其北亞米利加洲ニアリ。

我國ヨリ、南ニ當

島嶼

リテ、太平洋中ニ數多ノ島嶼アリ、之ヲ大洋洲ト云フ、濠太剌利亞(アウスタラリア)布哇(ハワイ)島ハ此洲ニ屬ス。

以上ノ國々ハ、氣候同ジカラズシテ、寒暑ノ甚ダ異ナル處アリ、サレバ、動物植物モ亦隨テ、其種類ヲ異ニセルノミナラズ、半年ハ晝ニシテ、半年ハ夜ノミノ國モアリ。

隨

斯ル國々ト、大洋トヲ總稱シテ、世界トイフ、世界ノ形ハ、圓ケレバ、又地球トイフ。

地球

出帆
遮影

第十八　航海

大和武雄といふ少年あり、航海手たらんとして、汽船帝國丸の見習生となれり。此船は、貿易のため、南洋諸島に航することに、定まりければ、武雄も亦之に乗り組めり。

用意もとゝのひて、十一月の初め、横濱港を出帆し、南に進めば、何時しか富士山の影も失せ、廣き海原に、眼を遮るものもなし。

薪水

進むこと數日にして、貿易風の吹く處に到りければ、帆を揚げて、尚ほ十數日間走りしに、カロリン諸島中の一小島に著けり。

此島は、氣候甚だ熱くして、冬季なし、されば、椰樹(ヤシュ)芭蕉(バセウ)等、常によく繁茂せり。

我帝國丸は、積み來たる貨物を以て、種種の果實と交易し、且つ薪水を貯へ、更に出帆して、南に向ひ進みたり。

恰　炎熱　麥藁　熟練

二十日許の後、濠太剌利亞のシドニーは著きしは、時恰も十二月の半ばにて、我國の冬なるに、此地は炎熱甚しき夏の最中なりき。

帝國丸は、麥藁帽子團扇等を以て、羊毛毛絲等と交易し、更に新西蘭フ井ージー・サモア諸島を廻航し、翌年三月横濱に歸れり。

是より武雄は、度々航海せしに、次第に熟練して、終に帝國丸の船長となれりと云ふ。

需　補　超

第十九　貿易

我國ノ產物ヲ、外國ニ送リテ、其需ニ應ジ、又外國ノ產物ヲ、我國ニ持チ來タリテ、其不足ヲ補フコトヲ、貿易ト云フ。

品物ヲ、外國ニ賣リ出ダスヲ、輸出ト云ヒ、外國ヨリ買ヒ入ルヽヲ、輸入ト云フ。輸出ノ輸入ニ超ユル時ハ、其國ハ富ミ、輸入ノ輸出ニ超ユル時ハ、其國ハ自ラ貧シカルベシ。

保護 商況視察

世界中、我國ト盛ニ取引スル國々ハ、北米合衆國英國佛國英領印度支那英領香港獨逸以太利露西亞等ノ諸國ニシテ其他ニ少シノ取引ヲ爲ス國々ハ、尚ホ多シ。

我國ニテ、取引スル國々ハ、我商人ノ自身往ケルモノモアリ、或ハ店ヲ開キ、又支店ヲ置クモノモアリ。政府ハ、其地ニ領事ヲ置キテ、之ヲ保護シ、商況ヲ視察セシム。

樟腦

外國ノ輸入品ハ、綿類・砂糖・穀物・石油・金屬・毛絲・毛織等ニテ、我國ノ輸出品ハ、生絲・茶・穀物・銅・石炭・絹布・魚類・摺附木・樟腦・陶器・漆器・竹器・海草等ナリ。

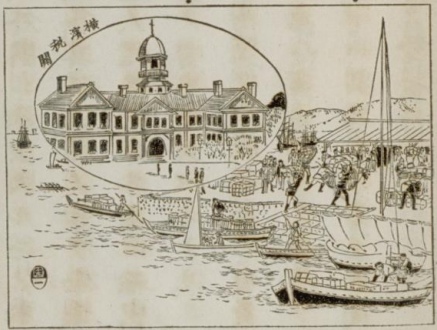

專 依賴 彌就

我國ノ產物ニテ、外國ニ輸出スルモノ、斯ノ如ク多シ、サレバ、各、其好ム所ノ業ヲ勵ミ、專ラ殖產ノ事ヲ勉メ、之ヲ世界各國ニ輸出シ、以テ大ニ我國家ノ富ヲ增スベキナリ。

近日貿易の為南洋諸島へ渡航致候ニ付兼て此依賴の品と早速御廻し相成度候。

孫御渡航の由就ては別記の品々差上げ間敷哉手數おぞらく宜敷御取計下されたく候。

鐵瓶

第二十　蒸氣

鐵瓶にて湯をわかすに、重きふたを動かすことあり、此れ蒸氣の力によりてなり。

さて、水を蒸氣とかす時は、其かさ增して、千七百倍とかる、今一尺立方の水あらんには、凡そ二間立方の蒸氣とかるべし。蒸氣は目に見えねど、斯くふくるゝこと、甚しきものかれば、其力の强きこと、驚くべき程かり。

沸 蓋

昔、英吉利のワットといへる人、たまゝ沸きたる湯の、鐵瓶の蓋を動かすを見、其力の強きを心付きて、其理をきはめ、多くの年月を費ゝ後、始て機械を動かすは、蒸氣の力を以てもることを工夫せり。

推 印刷

其後、學者機械家起こりて、多くの工夫を積み、更は蒸氣機械の用を推ゝ廣め、汽車汽船を始め、紡績・製紙・印刷等諸の工業ふ、利用もることゝなりたり。

善く天然の力を利用する時ハ、斯く、世の大益をなすは至るものあり然れバ、益、天然の力を利用して、人力を省き、時間を節ゝ、勉めて多くの業を、成さんことを圖るべゝ。

亞米利加

因

第二十一　電氣

今ヨリ、凡ソ百五十年前、亞米利加ニ、ふらんくりんト云フ人アリ、常ニ理學ヲ好ミケル二、或日、雷ノ鳴ルヲ聞キテ、此ハ、空中ニ起コル、電氣ノ働ナラント、思ヒツキヌ。

因テ、之ヲ試ミントテ、一種ノ凧ヲ工夫シ、之ヲ揚ゲテ、電氣ヲ引キ見ント、雷ノ鳴ル日ヲ待チ居タリ。

曇

折シモ、夏ノ頃ナリシニ、一日空カキ曇リ、

轟

雷轟キテ、風サヘ起コリタレバ、兼テ用意ノ凧ヲ揚ゲシニ、始ハ何事モ起コラザリケリ。

偶

偶、黒雲來タリテ、凧ニ近ヅクヨト見エシニ、電氣ハ、忽チ凧ヨリ絲ニ傳ハレリ。此ヨリ、

悟

雷ハ、全ク電氣ノ作用ナルコトヲ悟リヌ。

斯クテ、ふらんくりん
ハ、恐ロシキ落雷ノ害ヲ
防グベキ、雷避ケヲ發明
シタリ、今多ク屋根ニ設
クルモノ是ナリ。
其後、世ノ學者、次第ニ
電氣ノ理ヲシラベテ、發
明セシモノ甚ダ多シ。

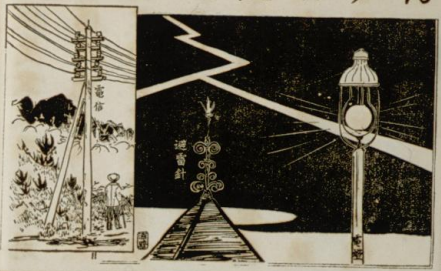

治療

今電信機ニヨルトキハ、萬里ヲ隔テシ外
國ニモ、マタ、ク間ニ、音信ヲ通ジ得ベシ、又
電話機ヲ用フル時ハ、遠ク離レテ用事ヲ話
スヲ得ルコト、面ノアタリ相話スニ同ジ。
其他、鐵道ノ上ヲ走ラス、電氣車アリ、暗夜
ヲ照スコト、白晝ノ如キ、電氣燈アリ、尚ホ滅
金印版治療ニモ、電氣ヲ用フルモノアリ、電
氣ノ用、誠ニ廣シト云フベシ。

弱　背

第二十二　日清戰爭

我國人は、強きを挫き、弱きを助くる心盛なれば、朝鮮の、久しく、支那の屬國のすがたなりしを憐み、之を助けて、獨立せしめぬ。

然るに、明治二十七年、朝鮮に、內亂起これる時、清國と、兼ての約束に背き、大兵を出だし、我に向ひて、先づ戰を始めたれば、我軍は、彼を豐島沖に破り、又牙山に討ち拂へり。

圍

斯くて、八月一日に至り、戰を開くべき詔は下れり、程なく、天皇陛下は、大本營を安藝の廣島に移させられて、速に海陸の大軍を進め給ふ。

是より先、敵は二万の大兵を以て、堅く平壤の城を守りて、我進軍を遮りたれば、陸軍は、四面より圍みて、一擊の下に、之を攻め落したり。

嚴 陷 迫 遣

然るに、海軍ハ、其翌日黄海に於て、敵艦と戰ひ、遂に之をも打ち破りぬ。

清軍恐れて、國に退き、守り嚴しく防ぎしかど、我軍破竹の勢を以て、九連鳳凰金州等の諸城を攻め破り、又旅順威海衛の砲臺をも、陷れしかど、程なく敵の艦隊ハ降りけり。

是に於て、我軍、北京に迫らんとしければ、清國大に恐れ、大臣を遣ハして、和を請ふ。

談判 割 車駕 還幸

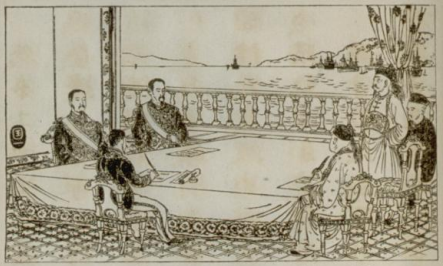

我大臣、之と長門の下關に會見して、談判を開き、遂に遼東半島臺灣澎湖島を割かせ、且つ償金二億兩を出ださしめて、其請を許したり、尋で、車駕東京に還幸せさせ給ひたり。

集英堂藏版

琉球

山岳

第二十三　臺灣

臺灣ハ、琉球の西ニ位する一大島ニシテ、西ニ近く清國ニ對し、南ハ遥ニ呂宋ニ向フ。

島の東部ハ、山岳重なれども、西部ハ、原野開けたり、河流ハ甚だ少く、其稍大なるものハ、只北方ニ淡水河あるのみ。

都會の大なるものハ、北方ニ臺北あり、南方ニ臺南あり、共ニ城壁を繞らして、市街頗

る繁華なり。

海岸の屈曲、甚だ少なけれど、良港と稱すべきものハ、位らざれども、只北方の淡水・基隆と、南方の安平・打狗とハ、商船の出入、常ニ多し。

肥沃　甘藷収穫　瘠　詳　唱

地味は、肥沃なて、氣候甚だ熱ければ、米及び甘藷の如きは、一年二度の收穫あり、此外、砂糖茶・石炭・樟腦等を産物とす。

臺灣の西は、澎湖列島あり、地瘠せて、穀物を産せざれども、軍事まは、大切ふる地ふり。

此島の古き事は、詳は知り難けれど、中古本邦人之は據りて、臺灣を高砂島と唱へ、澎湖島を、眞砂島と唱へきといふ。

租税　安危　充

第二十四　兵役と租税

我等、四千餘万の臣民も、上は万世一系の天皇陛下を戴き奉りて、苦樂・安危を共はもれば、大日本帝國は、恰も大ふる一家の如し。

一家の生計を立つるは、夫々の費用を要もるが如く、一國の生計を立てんはも、亦臣民より、應分の金錢を出だして、此が費用は充てずばあるべからず、是れ即ち租税ふり。

又一家を構へて、住まふ間は、時として、他人より、損害を受くることあきはあらねど、豫め之ゲ用心せでハ、叶はざるべし。

豫　備　侮

大日本帝國の備も、亦之と同じく、何時外國より攻め來たり、又如何あることの爲は、侮を受けんも知れざれバ、國民の二十歳はなれるものハ、かたるゝ出でゝ、國の固めを務むるあり、之を兵役といふ。

納稅　旨　偏

帝國憲法は、

日本臣民ハ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ、兵役ノ義務ヲ有ス。

日本臣民ハ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ、納稅ノ義務ヲ有ス。

と見えたり、人々、忠君愛國を旨として、此二つの義務を守り、偏は國家の安全を保たんことを、忘るべからず。

執

第二十五　政府

家々集りて、市・町・村を為し、町村集りて、郡を為す、各役所を設けて、其事務を執る。

府縣廳は、府縣の役所にて、北海道の道廳、臺灣の總督府と、共に

政務を行ふ所なり。

政府は、政令を出だす所にして、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の九省に分ち、各大臣を置き、此大臣と、總理大臣とを以て、内閣を組織す。

關掌

外務省ハ、外國ヨ關する事を司り、內務省ハ、國內の政務を掌り、大藏省ハ、租稅・貨幣等の財務を司り、陸軍省ハ、陸軍ヨ關する軍務を統べ、海軍省ハ、海軍ヨ關する軍務を統ぶ。

司法省ハ、諸裁判所の事を督し、文部省ハ、教育學問ヨ關する事を司り、農商務省ハ、農・工商・水產等・殖產興業ヨ關する事を掌り、逓信省ハ、郵便・電信・鐵道・船舶等の事を管理す。

興業管理

評決

樞密院

總て法律ハ、帝國議會の評決するものヨて、帝國議會ハ、貴族院と衆議院とより成る。

內閣の外ヨ樞密院あり、至尊の御下問ヨ答へ奉り、又宮內省ハ、皇室ヨ關する御事を處し奉る。

政府ハ、國家の安全を保ち、人民の幸福を進めんが爲のものヨて、天皇陛下の統べさせ給ふ所あり。

勸

第二十六　國史の大要一

我國は、今を去ること、二千五百五十餘年前、神武天皇もろ〳〵の賊を平げて、都を大和の橿原に定め給ひしより、皇統打ち續きて、今上天皇陛下に及べり。

神武天皇より九代を經て、崇神天皇に至り、農業養蠶の事を勸め、政治を改め給ふ。又、此御代に、神器を大和の笠縫に祀りしを、

遷　東夷　靡

後伊勢の五十鈴川の上に遷し給へり。

景行天皇の御代に、日本武尊をして、熊襲と東夷とを征伐せしめ給へり、是より、海内、皇室の御威德に、靡かざるいふかりき。

第十四代　仲哀天皇の御きさき神功皇后は、三韓を征服して、任那に日本府を置き給へり、當時彼國より學者も來たり、工藝も傳へりて、學藝の道、大に開けたり。

恣

第二十九代

欽明天皇の御代より、佛法始て傳はりしより、大臣蘇我氏と、之を信じ、大連物部氏と、之を信ぜずして、互に黨を立つるに至れり、尋で物部氏亡びて、蘇我氏恣

威權

に威權をふるひ、入鹿に至りて、益專横ありければ、中大兄皇子、藤原鎌足と謀りて、蘇我氏を亡ぼし給へり。

皇子、孝德齊明兩天皇の太子に立たせられ、遂に御位に卽き給ふ、天智天皇是あり。天皇御在世の間、益仁德を施し、學校を興し、禮儀を制し給ふあど、政治に御心を注がせられたれば、國運著しく進みたり。

第四十四代　元明天皇の御代ゟ、都を奈良ゟ遷ゝたまひゝより、光仁天皇ゟ至るまで、七世七十餘年の間、此地ゟ宮居ゝ給ひき。此間、文學美術、最も發達ゝ、學者も出で、佛法も大ゟ弘まりたり。

發達　弘

第五十代　桓武天皇ゟ至り、都を山城國ゟ遷ゝ給ふ、之を平安城といふ、是より一千餘年の間、永く皇居の地たり。

第二十七　國史の大要二

第五十六代　清和天皇の御代ゟ、藤原良房を攝政とせゝより、藤原氏の威權、強大となりけれバ、宇多天皇之を抑へんとて、菅原道眞を用ひ給ひゝかど、其甲斐ふかりき。

攝政　甲斐

後三條天皇ゟ至り、益藤原氏を抑へて、重く源平二氏を用ひ給ひゝかど、白河天皇の御時ゟ、遂ゟ保元平治の大亂をかもせり。

是より、平清盛、勢を得て、専横あり〜かど、以仁王、平氏を討たんとして、令旨を諸國の源氏ゟ下〜給ふ、源頼朝も、兵を伊豆ゟ起こし、木曽義仲ハ、信濃より起こりて、平氏を、京都より追ひ退けぬ。

斯くて、義仲功をたのみ、朝廷ゟ禮を缺きしかど、後白河法皇、遂ゟ頼朝ゟ仰せて、之を討たしめ給ふ、頼朝、二弟範頼、義經を遣ハして、義仲を京都ゟ破り、又平氏を西海ゟ追ひ討ちて、壇浦ゟ鑿ゟせり。頼朝やがて幕府を鎌倉ゟ開きて、天下の政務を行へり、是より兵馬の大權、全く武家ゟ歸したりけり。

復　握

源氏ふ次ぎ、執權北條氏、政を執りしは、高時ま至り、後醍醐天皇、楠正成等ふ勅して、之を討たしめ、政權を復し給ふ。

程ふく、足利尊氏謀反し、朝廷も南北ふ分れ、凡そ五十餘年を經て、一朝ふ歸したれども、政權ハ全く足利氏ま握られたり。

織田信長、足利氏ま代り、豊臣秀吉又之ま代り、次で德川家康、政權を執り、子孫相承けて、太平三百年ま至りしふ、亞米利加人來たるふ及び、尊王・攘夷の徒、頻ま起こり、人心、德川氏ま背きしかど、第十五代將軍慶喜ハ、遂ま大政を奉還せり。

張　愈　一層輝

是ふ於て、王政古ま復し、維新の御世とハあれり、是より、廣く外國ま交り、政治を改め、學藝を興し、武備を張りけれバ、世ハ益〻文明ま進み、國ハ愈〻富强を致せり、殊ま清國と戰ひて、大ま勝ちてより、國威ハ一層世界ま輝き渡れり。

終

明治三十二年八月三十日印刷
明治三十二年九月二日發行
明治三十二年十二月二日訂正再版印刷
明治三十二年十二月五日發行

定價
一卷金八錢二卷金八錢五厘
三卷金九錢五厘　四卷金十錢五厘
五卷金十錢五厘　六卷金十二錢五厘
七卷金十三錢　八卷金十三錢五厘

編者　東京市日本橋區通油町拾六番地　學海指針社

發行兼印刷者　東京市日本橋區通旅籠町拾壹番地　小林八郎

發賣所　東京市日本橋區通旅籠町拾壹番地　集英堂

印刷所　東京市神田區御茶河岸拾貳號地　集英堂活版所

著作權所有